

令和8年度 横浜市職員厚生会 嘱託員募集要項

1 職務内容等

(1) 職務内容

横浜市職員厚生会における以下の業務

(横浜市職員厚生会は、市職員等の互助共済及び福利厚生増進を目的とした団体です)

- ア 職員厚生会の会計・経理業務
- イ 職員厚生会会員の情報をパソコンで管理する業務
- ウ 職員厚生会の給付業務
- エ 職員厚生会会員を対象とした生命保険、損害保険等の業務
- オ その他の福利厚生事業の業務
- カ 窓口・電話対応、その他庶務業務

(2) 採用予定日

令和8年10月1日

(3) 採用予定人員

1名程度

2 応募資格・求められる能力

【応募資格】

(1) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 会又は他の勤務先において、懲戒解雇又はこれに準ずる処分を受け、当該処分を受けた日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)

【求められる能力】

- (1) パソコン操作(Excel、Word、データベースソフト等)が円滑にできること。特に、Excelでは関数を用いた集計等の作業ができること
- (2) 上司・同僚と適切なコミュニケーションを図りながら、職務を遂行する能力を有していること
- (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができること
- (4) 自ら進んで職務を遂行していく姿勢があり、制度改正等状況の変化に対応できること
- (5) 日本商工会議所簿記検定2級程度の知識の保有、会計経理実務経験者歓迎
- (6) 公益法人会計実務経験者歓迎

3 勤務条件

(1) 雇用期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日

※ 勤務成績が良好な場合、再度任用することがあります。(最大4回)なお、65歳に達した日の属する会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の末日を超えて更新することはできません。

(2) 勤務日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く週5日

(3) 勤務時間

午前9時から午後5時まで（うち休憩1時間）

(4) 勤務地

横浜市職員厚生会（横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー17 階）

(5) 報酬

「横浜市職員厚生会嘱託員就業規程」に基づき、月額報酬 254,800 円を支給します。

※期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給

(6) 休暇

年次休暇、子の看護等休暇、介護休暇等

(7) 社会保険等

厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会）、雇用保険、職員厚生会に加入

4 申込方法

(1) 提出書類

ア 横浜市職員厚生会 嘱託員申込書（指定様式・写真貼付）

イ 職務経歴書（書式自由・参考様式有）

ウ 作文（別途添付様式）※作文のみ黒のボールペン等を使用して自筆で作成してください。（消えるペン是不可）

エ 返信用封筒1通（長3封筒・110 円切手を貼付し、郵便番号・住所・氏名を記入したもの）

※ 様式は [WEB\(https://yokohama-kouseikai.jp/recruit/\)](https://yokohama-kouseikai.jp/recruit/) からダウンロードし印刷してください。

※ 提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出方法

【郵送】〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー17 階

横浜市職員厚生会 「嘱託員申込書在中」と記載 ※簡易書留

【持参】平日午前9時から午後5時まで

(3) 申込期限

令和8年8月13日(木) 午後5時【必着】

5 選考方法

(1) 一次選考（書類選考）

選考結果を令和8年9月3日(木)頃までに申込者全員に郵送で通知します。

(2) 二次選考（面接選考）

一次選考合格者を対象に、面接による選考を行います。

日程:令和8年9月8日(火)から10日(木)までの指定された日時（※詳細については、別途通知します）

※最終選考結果:令和8年9月中旬に面接選考の受験者全員に郵送で通知します。

6 その他

(1) 提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消す場合があります。

(2) この選考において提出された書類は、一切返却いたしません。

(3) 受験に際して、職員厚生会に提供された個人情報は、厳正かつ適切に管理し、採用選考及び採用に関する事務以外の目的での使用はいたしません。

(4) 採用後に雇入健康診断を受診していただきます。

7 問合せ先

横浜市職員厚生会 嘱託員採用担当

電話:045-671-3365 または 3368（午前9時～午後5時）

Eメールアドレス:so-kouseisaiyo@city.yokohama.lg.jp